

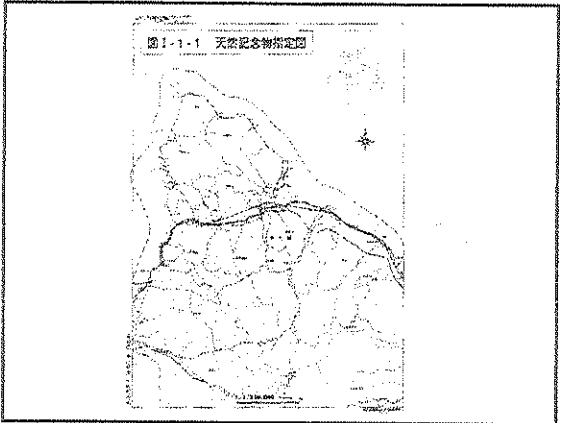
**特別天然記念物「小湊の  
ハクチョウおよびその渡来地」**

—保存管理計画の策定を通して—

岩手県立大学総合政策学部  
幸丸政明

**特別天然記念物「小湊のハクチョウ  
およびその渡来地」の概要**

- 名 勝：小湊のハクチョウおよびその渡来地
- 所 在 地：青森県東津軽郡平内町・青森市の一部
- 管 理 団 体：平内町
- 指 定 区 分：特別天然記念物
- 指 定 年 月 日：大正11年3月8日 天然記念物  
昭和27年3月29日 特別天然記念物
- 指 定 の 理 由：世界的に珍しい群集地帯で、学術上きわめて有益。  
また、交通や周囲の環境が他の飛来地よりはるかに  
よい。
- 指 定 区 域：次図  
面積：陸域8,065ha、海域3,035ha、計11,100ha



- 天然記念物となっているハクチョウ渡来地
  - ①「猪苗代湖のハクチョウおよびその渡来地」  
コハクチョウ主体、内陸・高標高の淡水湖
  - ②「水原のハクチョウ渡来地」  
コハクチョウ主体、水田地帯の用水地
  - ③「伊豆沼・内沼の鳥類およびその生息地」  
ガン、カモ、ハクチョウ類の一大越冬地、沖積平野の湖沼群  
と水田地帯
- 鳥獣保護区となっているハクチョウ渡来地
  - ①国指定(集団渡来地)  
北海道5、青森1、宮城1、新潟2、鳥取・島根1 計10
  - ②都道府県指定(集団渡来地)  
北海道8、青森6、岩手2、山形1、福島1、茨城2、新潟6、  
石川1、山梨1 計28

わが国のハクチョウ渡来地の中で、「小湊のハクチョウおよびその渡来地」が、ハクチョウ渡来地の中で唯一特別天然記念物に指定されているのはなぜか

**ハクチョウの渡来・越冬状況**

第32回ガンカモ科鳥類の生息調査(2001)



天然記念物や鳥獣保護区等の制度は、その役割を十分に果たしてきたか？

地況の変貌(大正期～昭和50年代)

- 鉄道(東北本線):路線に変更なし
- 道路:大正初期の幹線道路、陸羽街道(国道4号線)は小浜市街地で付替え(昭和40年代前半)、夏泊半島の一周道路は昭和20年代末までに整備
- 河川:大正初期、浅所湾に流入する河川はすべて自然河川、現在の河川はすべて改修が施され、流路は直線化、川岸は護岸化が進行
- 海岸線・港湾施設:指定区域の海岸線は大正初期、すべて自然海岸、昭和20年代末までに浅所湾北部埋立、40年代後期から10年間で一帯の人工化進行
- 浅所湾後背低地:大正初期～昭和20年代前半まで林地、昭和20年代末から宅地化進行

天然記念物保存管理及び自然環境保全上の問題点とその原因

- 問題点(生態系-文化複合の衰退)
  - ・ 指定後、なし崩し的に指定区域内において開発が進行。
  - ・ かつて豊かであったといわれる浅所湾の藻場の衰退。
  - ・ ハクチョウとの関わりが浅所小学校の活動に局限され、地域の関心や活動が希薄。
- 原因
  - ・ 非現実的な指定区域:冬季渡来するハクチョウが利用する可能性のない陸域及び海域が広範囲に含まれている。
  - ・ 現状変更許可制度のあいまいさ:手続を要する行為か否かの判断が行為者につきにくい。 違法行為誘発
  - ・ 規制措置の限界:オイコラ、ダメダメばかりでは駄目。
  - ・ 各種保護制度の機能不全と連携の欠如。

保存管理のあり方

- ハクチョウをシンボルとする健全な「生態系-文化複合」の維持・回復
- 住民の理解(できれば参加も)を得られる合理的な保存管理計画の策定
- 浅所湾を潮干狩り、水遊び、自然観察の場としてより身近な存在に
- 浅所湾と漁業の主体であるホタテ養殖業との関係をより神話的、共存的なものへ

保存管理計画策定の基本方針

1. 地区区分(ゾーニング)  
指定区域内をハクチョウの越冬環境としての重要性から区分する。
2. 保存管理目標の設定(地区区分ごとにその特性に応じて)
3. 保存管理基準の設定(保存管理目標を達成するため規制が必要な行為と規制の程度)
4. 地区区分画定法(地区区分間の境界として採用すべきもの)
5. 保存管理事業・活動計画の策定(規制以外の保存管理方策のアクションプラン)

保存管理計画の概要

1. 地区区分
  - 地区区分に当たって、指定区域内の土地及び海域をハクチョウがどのように利用しているか調査を行った。
  - A地区(核心地区)
    - ・ 越冬に必要な環境要素をすべて含み、主要越冬個体群が利用する水域及び隣接海岸・河岸並びにこれらと一帯の景観を形成している松島、富電宮社業
  - B地区(重要地区)
  - C地区(隣接普通地区)
  - D地区(普通地区)

